

新しい住所の表し方

住所の表し方は、次のようになります。

戸建ての場合

実施前 泉佐野市 ●●町●●番地

実施後 泉佐野市 〇〇町〇丁目 〇番 〇号
町名 街区符号 住居番号

※不動産や本籍を表す場合は、引き続き番地を使います。

団地、中高層建物の場合

実施前 泉佐野市 ●●町●●番地 (■—◆◆◆)

実施後 泉佐野市 〇〇町〇丁目 〇番 〇—〇号
町名 街区符号 住居番号

住所変更の手続きについて

住居表示が実施されますと、市役所関係の公簿の住所変更手続きの必要はありませんが、土地、建物などの不動産所有者の住所や法人の所在地、運転免許証その他の許可書、登録証などはみなさんで手続きをしていただく必要があります。

住居表示の実施に伴い、みなさんで **変更のお手続き** をしていただく主なもの

- 会社など法人の所在地
- 銀行、株式、保険等の証書類
- 土地、建物などの登記名義人の住所
- 許可、認可、免許及び登録証等
- 運転免許証
- 個人番号(マイナンバー)カード など



住居表示で わかりやすい街づくり

～町名・住所の表し方が変わります～



お問合せ
ご相談先

泉佐野市役所 総務部 市民課
 Tel 072-463-1212(代)
 E-mail simin@city.izumisano.lg.jp